長与町国民保護計画の一部変更について

年次データ等の更新により、長与町国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告します。

平成29年 6月 6日

長与町長 吉田慎一

長与町国民保護計画変更

新旧対照表

		現	行	計	画	の	編	章
頁	編	章		7 7 -				
4	1	1] 4月	月語 ∅	定義	ž		
現行計画								

指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、法務省、消防庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルキュー庁、中小企業庁、原子力規制庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、観光庁及び消費者庁が指定されている。

機関の追加、変更

変 更 後

指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、<mark>防衛装備庁</mark>、金融庁、総務省、法務省、消防庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、観光庁及び消費者庁が指定されている。

		現	テ 計 画 の 編 章		
頁	編	章			
11	1	3	○関係機関の業務		
現行計画					

○関係機関の業務

【国】

機関の名称	事務又は業務の大綱						
	1 警報の発令						
	2 武力攻撃事態等の情報の提供						
	3 避難措置の指示、救援の指示・支援						
	4 放射性物質等(NBC「核・生物・化学」災害)による						
国	汚染への対処						
	5 原子炉等による被害の防止						
	6 危険物質等に関する危険の防止						
	7 感染症等への対処						

関係機関(指定行政機関等)の名称							
内閣府	中小企業庁	農林水産省					
国家公安委員会	原子力規制 <mark>庁</mark>	林野庁					
警察庁	国土交通省	水産庁					
防衛省	国土地理院	経済産業省					
金融庁	外務省	資源エネルギー庁					
総務省	財務省	気象庁					
消防庁	国税庁	海上保安庁					
法務省	文部科学省	環境省					
公安調査庁	文化庁	観光庁					
	厚生労働省	消費者庁					

機関の追加、変更

変 更 後

○関係機関の業務

【国】

機関の名称	事務又は業務の大綱						
	1 警報の発令						
	2 武力攻撃事態等の情報の提供						
	3 避難措置の指示、救援の指示・支援						
	4 放射性物質等(NBC「核・生物・化学」災害)による						
玉	汚染への対処						
	5 原子炉等による被害の防止						
	6 危険物質等に関する危険の防止						
	7 感染症等への対処						

関係機関(指定行政機関等)の名称							
内閣府	中小企業庁	農林水産省					
国家公安委員会	原子力規制委員会	林野庁					
警察庁	国土交通省	水産庁					
防衛省	国土地理院	経済産業省					
防衛装備庁	外務省	資源エネルギー庁					
金融庁	財務省	気象庁					
総務省	国税庁	海上保安庁					
消防庁	文部科学省	環境省					
法務省	文化庁	観光庁					
公安調査庁	厚生労働省	消費者庁					
スポーツ庁							

		現	行 計 画 の 編 章
頁	編	章	
17	1	4	(1) 地形・地勢
			現 行 計 画

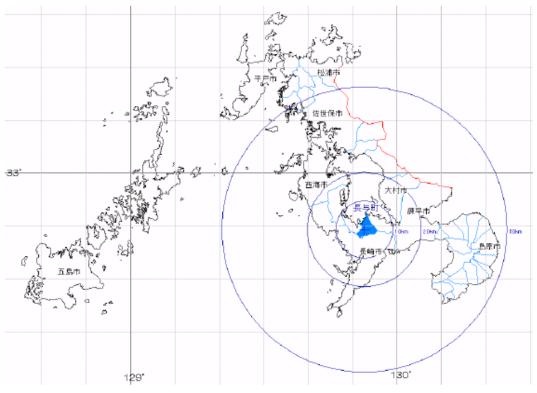
(1) 地形·地勢

本町は、長崎市の北西およそ 10 kmの地点にあって、北東は諫早市に、南東は長崎市、西は時津町に接しており、東西約 8 km、南北約 12 km、面積 28.81 kmである。

諫早市に接する町の北東部は、琴の尾岳 $(451.4 \,\mathrm{m})$ を含む $300 \sim 400 \,\mathrm{m}$ の山岳地があって、西は崎野鼻から南にのびる $50 \sim 150 \,\mathrm{m}$ の小丘陵が連なり、南は $150 \sim 400 \,\mathrm{m}$ の山で、三方を囲まれ、北は大村湾に面して岬や入江をなしている。

交通は、町南部を東西にJR九州長崎本線が通り、道ノ尾、高田、長与、本川内の各駅がある。道路は大村湾沿いを国道 207 号線が走り、JR九州長崎本線に沿って主要地方道長崎-多良見線が通っている。

位置(役場)	#	距離	
東経	北緯	川惧	東西	南北
129°52'39"	32°49'19"	28.81 km²	8 km	12 km



資料: (とうけいながよ)

変更す	る
理	由

数値の更新

変 更 後

(1) 地形·地勢

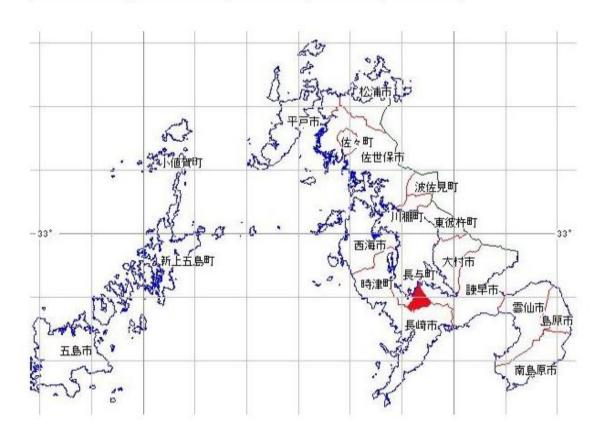
本町は、長崎市の北西およそ 10 kmの地点にあって、北東は諫早市に、南東は長崎市、西は時津町に接しており、東西約8 km、南北約12 km、面積28.73 kmである。

諫早市に接する町の北東部は、琴の尾岳 (451.4m) を含む $300\sim400$ mの山岳地があって、西は崎野鼻から南にのびる $50\sim150$ mの小丘陵が連なり、南は $150\sim400$ mの山で、三方を囲まれ、北は大村湾に面して岬や入江をなしている。

交通は、町南部を東西にJR九州長崎本線が通り、道ノ尾、高田、長与、本川内の各駅がある。道路は大村湾沿いを国道 207 号線が走り、JR九州長崎本線に沿って主要地方道長崎-多良見線が通っている。

(1)位置·面積·距離

位置(役場)		f±	距離	
東経	北緯	- 面積 -	東西	南北
129°52'39"	32°49'19"	28.73km	8km	12km



(資料:とうけいながよ)

		現	行 計 画 の 編 章
頁	編	章	
18	1	4	(2) 気候
			現行計画

(2) 気候

本町の北部に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約 17℃で一般的に温和な気候である。風は冬季の北西の季節風をまともに受けるが、特に台風期を除いては穏やかで、年間を通じて平均 2.2m程度の風速にすぎない。

本町の四季の移り変わりをみると、2月下旬から3月になると移動性高気圧と低気圧が交互に九州を通過するようになり、天候も周期的に変わり、3月下旬にはいわゆる三寒四温の気候を示す。

春が過ぎ、6月になると梅雨シーズンが始まる。

梅雨があけると一足飛びに夏となり、毎日炎天が続き、最高気温は 35 \mathbb{C} を超えることもしばしばある。 7 、 8 、 9 月は台風時期となり、年によっては大きな被害を被ることがある。

10月になると天気は周期的に変化するようになり、晴天が多くなる。

10月下旬ともなると早朝の冷え込みも強く、11月に入ると初霜が降りる。やがて秋の好天も終わりごろになると西高東低の冬型気圧配置となり、曇りの日が多く、あられやにわか雪が多くなって日本海側気候となる。しかし、積雪が 20 cmを越えることは極めてまれである。

降水量の年変化は、6、7月の梅雨期と9月の台風、秋の長雨の時期に2回の頂点がある。平成22年から平成26年までの月別降水量をみると次表のとおりである。

月別降水量(mm)

(資料:長崎地方気象台)

月	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平均值
1	61.5	8.5	24.0	37.5	30.0	64.0
2	119.0	35.5	136.0	148.5	106.0	85.7
3	160.5	61.0	187.5	91.5	154.5	132.0
4	211.0	81.0	144.0	148.5	114.0	151.3
5	231.5	211.5	52.5	126.0	113.5	179.3
6	364.0	788.5	637.0	224.0	226.5	314.6
7	214.0	162.5	222.5	10.5	417.5	314.4
8	110.5	335.5	118.5	198.5	483.0	195.4
9	140.0	118.0	212.5	160.0	159.5	188.8
10	108.5	124.0	108.5	249.5	129.5	85.8
11	31.0	214.0	168.0	210.5	61.0	85.6
12	146.0	29.0	124.5	78.5	138.5	60.8
年	1,897.5	2,169.0	2,135.5	1618.0	2,133.5	1,857.7

平均値は1981年から2010年の30年間の平均値

数値の更新

変 更 後

(2) 気候

本町の北部に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約 17℃で一般的に温和な気候である。風は冬季の北西の季節風をまともに受けるが、特に台風期を除いては穏やかで、年間を通じて平均 2.2m程度の風速にすぎない。

本町の四季の移り変わりをみると、2月下旬から3月になると移動性高気圧と低気圧が交互に九州を通過するようになり、天候も周期的に変わり、3月下旬にはいわゆる三寒四温の気候を示す。

春が過ぎ、6月になると梅雨シーズンが始まる。

梅雨があけると一足飛びに夏となり、毎日炎天が続き、最高気温は 35 \mathbb{C} を超えることもしばしばある。 7 、 8 、 9 月は台風時期となり、年によっては大きな被害を被ることがある。

10月になると天気は周期的に変化するようになり、晴天が多くなる。

10月下旬ともなると早朝の冷え込みも強く、11月に入ると初霜が降りる。やがて秋の好天も終わりごろになると西高東低の冬型気圧配置となり、曇りの日が多く、あられやにわか雪が多くなって日本海側気候となる。しかし、積雪が 20 cmを越えることは極めてまれである。

降水量の年変化は、6、7月の梅雨期と9月の台風、秋の長雨の時期に2回の頂点がある。平成23年から平成27年までの月別降水量をみると次表のとおりである。

月別降水量(mm)

(資料:長崎地方気象台)

月	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平均値
1	8.5	24.0	37.5	30.0	119.0	64.0
2	35.5	136.0	148.5	106.0	40.0	85.7
3	61.0	187.5	91.5	154.5	182.0	132.0
4	81.0	144.0	148.5	114.0	248.5	151.3
5	211.5	52.5	126.0	113.5	168.5	179.3
6	788.5	637.0	224.0	226.5	456.5	314.6
7	162.5	222.5	10.5	417.5	310.0	314.4
8	335.5	118.5	198.5	483.0	412.5	195.4
9	118.0	212.5	160.0	159.5	180.0	188.8
10	124.0	108.5	249.5	129.5	59.0	85.8
11	214.0	168.0	210.5	61.0	112.5	85.6
12	29.0	124.5	78.5	138.5	103.5	60.8
年	2,169.0	2,135.5	1618.0	2,133.5	2,392.0	1,857.7

平均値は1981年から2010年の30年間の平均値

		現	行 計 画 の 編 章
頁	編	章	
19	1	4	(2) 気候
			現行計画

日別降水量の記録では、昭和 57 年 7 月 23 日の 475 mmがこれまでの最高で、時間最大雨量 $(19:00\sim20:00)$ が 187 mmでわが国観測史上第 1 位の驚異的降水量を記録している。

風は、特に台風期を除いてはだいたい穏やかで、年間平均 2.2mにすぎない。 北西の季節風の最盛期は 12 月下旬から 3 月上旬までである。また、3 月中旬の 黄砂の訪れとともに足早に春がやってくる。

平年の梅雨入りは6月5日頃、梅雨明けは7月18日頃で、この間に年間降水量のおよそ37%にあたる750 mm余りの雨が降る。もっとも、この入梅も出梅も年によってはかなりの遅速があるし、降水量もかなりの変動がある。

しかし、年間でもっとも大雨が降りやすいのがこの時期で、特に集中豪雨による大きな災害は、その多くが梅雨末期に発生している。その典型的な例が、昭和57年の長崎大水害である。

冬から早春にかけては、100 mmを超えるような大雨はほとんどないが、4月から10月までは低気圧の接近・通過により大雨が降ることがある。このように大雨をもたらす低気圧は、顕著な前線を伴っていることが多い。

8月には台風くずれの低気圧が東北地方あたりに去ったあと、その中心から南西に延びる前線が本県を通過する際、雷を伴った強雨を降らすことがあるため注意を要する。

長崎県を中心として九州北部付近を通過し、県内のどこかに災害をもたらした台風は、主に7、8、9月の3ヶ月に襲来している。しかし、実際に被害を見るのは1年に $1\sim3$ 個となっている。

過去10年間の気象観測記録(年別値) (資料:長崎地方気象台)

年	気温(℃)			平均相対湿	平均風速	降水量	日照時間
"	平均	最高	最低	(%)	(m/s)	(mm)	(h)
平成17年	17.2	35.3	-1.3	68	2.4	1,373.0	1,935.3
18	17.5	35.2	-1.2	69	2.4	2,535.0	1,852.6
19	18.0	34.8	-1.4	65	2.3	1,464.0	1,946.6
20	17.3	35.1	-0.8	67	2.2	1,840.0	1,876.8
21	17.4	36.5	-1.2	68	2.3	1,801.0	1,900.2
22	17.5	35.0	-0.8	70	2.3	1,897.5	1,755.5
23	17.0	36.1	-2.3	71	2.3	2,169.0	1,726.0
24	16.9	36.8	-3.0	73	2.3	2,135.5	1,711.1
25	17.5	37.7	-1.6	71	2.3	1,683.5	2,018.1
26	17.0	36.2	-0.7	71	2.3	2,133.5	1,761.0

数値の更新

変 更 後

日別降水量の記録では、昭和 57 年 7 月 23 日の 475 mmがこれまでの最高で、時間最大雨量 $(19:00\sim20:00)$ が 187 mmでわが国観測史上第 1 位の驚異的降水量を記録している。

風は、特に台風期を除いてはだいたい穏やかで、年間平均 2.2mにすぎない。 北西の季節風の最盛期は 12 月下旬から 3 月上旬までである。また、3 月中旬の 黄砂の訪れとともに足早に春がやってくる。

平年の梅雨入りは6月5日頃、梅雨明けは7月18日頃で、この間に年間降水量のおよそ37%にあたる750mm余りの雨が降る。もっとも、この入梅も出梅も年によってはかなりの遅速があるし、降水量もかなりの変動がある。

しかし、年間でもっとも大雨が降りやすいのがこの時期で、特に集中豪雨による大きな災害は、その多くが梅雨末期に発生している。その典型的な例が、昭和57年の長崎大水害である。

冬から早春にかけては、100 mmを超えるような大雨はほとんどないが、4月から10月までは低気圧の接近・通過により大雨が降ることがある。このように大雨をもたらす低気圧は、顕著な前線を伴っていることが多い。

8月には台風くずれの低気圧が東北地方あたりに去ったあと、その中心から南西に延びる前線が本県を通過する際、雷を伴った強雨を降らすことがあるため注意を要する。

長崎県を中心として九州北部付近を通過し、県内のどこかに災害をもたらした台風は、主に7、8、9月の3ヶ月に襲来している。しかし、実際に被害を見るのは1年に $1\sim3$ 個となっている。

過去10年間の気象観測記録(年別値) (資料:長崎地方気象台)

年	気温(℃)			平均相対湿	平均風速	降水量	日照時間
4	平均	最高	最低	(%)	(m/s)	(mm)	(h)
18	17.5	35.2	-1.2	69	2.4	2,535.0	1,852.6
19	18.0	34.8	-1.4	65	2.3	1,464.0	1,946.6
20	17.3	35.1	-0.8	67	2.2	1,840.0	1,876.8
21	17.4	36.5	-1.2	68	2.3	1,801.0	1,900.2
22	17.5	35.0	-0.8	70	2.3	1,897.5	1,755.5
23	17.0	36.1	-2.3	71	2.3	2,169.0	1,726.0
24	16.9	36.8	-3.0	73	2.3	2,135.5	1,711.1
25	17.5	37.7	-1.6	71	2.3	1,683.5	2,018.1
26	17.0	36.2	-0.7	71	2.3	2,133.5	1,761.0
27	17.3	35.9	0.0	73	2.2	2,392.0	1,754.2

		現	行 計 画 の 編 章
頁	編	章	
20	1	4	(2) 気候 (3) 人口分布
			現行計画

(2) 気候

平成26年の気象観測記録(月別値) (資料:長崎地方気象台)

	<u> </u>	贰温(℃)	平均相対湿	平均風速	降水量	日照時間
月	平均	最高	最低	(%)	(m/s)	(mm)	(h)
1月	7.8	17.4	0.2	65	2.4	30.0	155.5
2	8.1	19.3	1.4	68	2.4	106.0	118.2
3	11.9	24.0	1.1	67	2.7	154.5	174.9
4	15.6	24.8	6.1	67	2.3	114.0	157.9
5	19.4	28.5	9.3	69	2.2	113.5	248.3
6	22.1	28.4	16.9	80	2.1	226.5	101.3
7	26.1	36.2	20.0	81	2.3	417.5	139.7
8	26.7	34.5	22.0	81	2.5	483.0	102.3
9	24.2	31.6	16.6	74	1.9	159.5	149.9
10	20.2	30.1	11.5	68	2.5	129.5	188.5
11	14.9	22.7	6.7	69	2.1	61.0	136.2
12	7.4	19.2	-0.7	68	2.6	138.5	88.3

(3) 人口分布

住民基本台帳人口 (資料:住民課調)

正	\ I			(貝介)	土 仄 味 讷/	
区分	世帯数		人口		1世帯あたり	年平均
巨刀	臣'市'致	総数(人)	男(人)	女(人)	人員(人)	増加率(%)
昭和35年度	2,129	11,287	5,345	5,942	5.30	-
40	2,637	12,370	6,100	6,270	4.69	3.4
45	3,380	14,371	6,984	7,387	4.25	1.9
50	5,124	19,886	9,712	10,174	3.88	11.1
55	8,005	29,356	14,398	14,958	3.67	3.3
60	8,973	31,296	15,199	16,097	3.49	1.6
平成2年度	10,158	33,735	16,319	17,416	3.32	0.2
7	11,664	36,169	17,299	18,870	3.10	2.7
8	12,293	37,701	18,046	19,655	3.07	4.2
9	12,689	38,418	18,444	19,974	3.03	1.9
10	13,140	39,387	18,946	20,441	3.00	2.5
11	13,605	40,298	19,346	20,952	2.96	2.3
12	14,015	41,076	19,761	21,315	2.93	1.9
13	14,412	41,808	20,063	21,745	2.90	1.8
14	14,740	42,343	20,327	22,016	2.87	1.3
15	14,950	42,723	20,511	22,212	2.86	0.9
16	15,068	42,728	20,512	22,216	2.84	0.0
17	15,182	42,568	20,387	22,181	2.80	△0.4
18	15,248	42,184	20,157	22,027	2.77	△0.9
19	15,478	42,207	20,127	22,080	2.73	0.1
20	15,651	42,260	20,179	22,081	2.70	0.1
21	15,909	42,528	20,281	22,247	2.67	0.6
22	16,100	42,605	20,343	22,262	2.65	0.2
23	16,283	42,462	20,267	22,195	2.61	△0.3
24	16,397	42,397	20,242	22,155	2.59	△0.2
25	16,511	42,241	20,176	22,065	2.56	△0.4
26	16,649	42,340	20,205	22,135	2.54	0.2

変更する 理 由

数値の更新、機構改革に伴う機関の名称の変更

変 更 後

(2) 気候

平成27年の気象観測記録(月別値) (資料:長崎地方気象台)

月	Š	氡温(℃))	平均相対湿	平均風速	降水重	日照時間
Я	平均	最高	最低	(%)	(m/s)	(mm)	(h)
1	7.9	16.3	0.0	67	2.2	119.0	124.4
2	7.6	15.0	0.2	65	2.4	40.0	99.0
3	11.1	24.0	1.7	64	2.5	182.0	180.8
4	16.5	26.7	8.5	72	2.7	248.5	143.2
5	19.9	28.1	12.1	74	2.1	168.5	201.5
6	21.7	28.9	15.0	87	1.9	456.5	82.0
7	25.7	34.7	19.0	83	2.4	31 0.0	125.2
8	26.8	35.9	21.0	81	2.1	412.5	205.8
9	23.6	31.5	17.6	75	2.3	180.0	173.7
10	19.3	27.7	11.1	65	2.2	59.0	220.2
11	16.4	25.3	4.7	77	1.9	112.5	89.7
12	10.6	18.4	0.9	71	2.0	103.5	108.7

(3) 人口分布

住民基本台帳人口

(資料:住民環境課 調)

住民基本台帳。	ΛU			(資料:1	王氏環境課 調)	
区分	世帯数		人口		1世帯あたり	年平均
巨万	世帝致	総数(人)	男(人)	女(人)	人員(人)	増加率(%)
昭和35年度	2,129	11,287	5,345	5,942	5.30	_
40	2,637	12,370	6,100	6,270	4.69	3.4
45	3,380	14,371	6,984	7,387	4.25	1.9
50	5,124	19,886	9,712	10,174	3.88	11.1
55	8,005	29,356	14,398	14,958	3.67	3.3
60	8,973	31,296	15,199	16,097	3.49	1.6
平成2年度	10,158	33,735	16,319	17,416	3.32	0.2
7	11,664	36,169	17,299	18,870	3.10	2.7
8	12,293	37,701	18,046	19,655	3.07	4.2
9	12,689	38,418	18,444	19,974	3.03	1.9
10	13,140	39,387	18,946	20,441	3.00	2.5
11	13,605	40,298	19,346	20,952	2.96	2.3
12	14,015	41,076	19,761	21,315	2.93	1.9
13	14,412	41,808	20,063	21,745	2.90	1.8
14	14,740	42,343	20,327	22,016	2.87	1.3
15	14,950	42,723	20,511	22,212	2.86	0.9
16	15,068	42,728	20,512	22,216	2.84	0.0
17	15,182	42,568	20,387	22,181	2.80	△0.4
18	15,248	42,184	20,157	22,027	2.77	△0.9
19	15,478	42,207	20,127	22,080	2.73	0.1
20	15,651	42,260	20,179	22,081	2.70	0.1
21	15,909	42,528	20,281	22,247	2.67	0.6
22	16,100	42,605	20,343	22,262	2.65	0.2
23	16,283	42,462	20,267	22,195	2.61	△0.3
24	16,397	42,397	20,242	22,155	2.59	△0.2
25	16,511	42,241	20,176	22,065	2.56	△0.4
26	16,649	42,340	20,205	22,135	2.54	0.2
27	16,872	42,418	20,280	22,138	2.51	0.2

現			行計画の	編	章
頁	編	章			
21	1	4	(3)人口分布		
			現行計	画	

自治会別人口/世帯数

自治会別人口/世帯数				
自治会名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数計(世帯)
木場	132	152	284	82
大越	104	84	188	69
横平	132	144	276	117
上平	180	211	391	150
下平	354	363	717	267
三根	280	344	624	268
ニュータウン東	525	505	1,030	427
ニュータウン中央	497	590	1,087	449
ニュータウン西	474	553	1,027	444
池山	746	833	1,579	611
内園	344	404	748	306
井手本	314	329	643	243
辻後	482	513	995	396
青葉台	496	593	1,089	430
日当野	168	177	345	179
道の尾	534	559	1,093	532
高田越	822	900	1,722	742
百合野	701	773	1,474	611
百合野第1	166	187	353	165
百合野第2	523	623	1,146	489
東高田	468	496	964	390
下高田	226	245	471	203
西高田	674	695	1,369	567
南田川内	505	564	1,069	448
丸田谷	306	346	652	267
丸田アパート	509	465	974	321
皆前	518	579	1,097	475
<u>嬉</u> 里中央	855	1.019	1,874	800
定林	305	354	659	270
嬉里谷	424	462	886	339
三彩	723	806	1,529	623
上斉藤	162	176	338	137
毛屋白津	175	157	332	122
舟津	215	215	430	171
佐敷川内	345	379	724	274
前田川内・浜崎	499	525	1,024	378
岡中央	534	577	1,111	415
馬込一本松	87	96	183	75
塩床	79	86	165	57
川頭	3	4	7	4
南陽台	670	716	1,386	538
岡岬	69	93	1,300	67
サニータウン南	430	493	923	332
サニータウン北	655	732	1,387	472
サニータウン北 サニータウン東	87	103	1,387	65
緑が丘	838	848	1,686	485
フォーレツインキャッスル	316	351	667	248
まなび野西	568	669	1,237	490
まなび野東	673	735	1,237	459
北陽台	313	312	625	180
合計	20,205	22,135	42,340	16,649

平成27年3月末現在

数値の更新

変 更 後

自治会別人口/世帯数

自治会名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)
木場	132	150	282	82
大越	104	83	187	69
横平	130	136	266	116
上平	183	208	391	150
下平	354	356	710	266
三根	270	353	623	273
ニュータウン東	519	496	1015	425
ニュータウン中央	495	577	1072	448
ニュータウン西	465	547	1012	445
池山	733	837	1570	622
内園	345	395	740	299
井手本	297	323	620	244
辻後	507	531	1038	419
青葉台	486	585	1071	427
日当野	216	184	400	222
道の尾	526	549	1075	515
高田越	814	919	1733	751
百合野	692	769	1461	615
百合野第1	162	183	345	158
百合野第2	513	602	1115	484
東高田	478	496	974	404
下高田	224	252	476	204
西高田	656	687	1343	561
南田川内	506	575	1081	455
丸田谷	299	333	632	260
丸田アパート	432	394	826	274
皆前	515	579	1094	481
嬉里中央	849	1016	1865	809
定林	301	342	643	267
嬉里谷	439	458	897	352
三彩	715	802	1517	635
上斉藤	156	172	328	136
毛屋白津	172	149	321	119
舟津	204	206	410	164
佐敷川内	356	383	739	282
前田川内・浜崎	512	512	1024	382
岡中央	544	596	1140	435
馬込一本松	89	95	184	77
塩床	78	85	163	58
川頭	3	3	6	3
南陽台	643		1339	538
岡岬	64	86	150	65
サニータウン南	433	490	923	341
サニータウン北	646	717	1363	467
サニータウン東	88	101	189	65
緑が丘	827	845	1672	485
フォーレ北陽台	312	337	649	247
まなび野西	564	657	1221	488
まなび野東	675	736	1411	463
北陽台	557	555	1112	325
合計	20,280	22,138	42,418	16,872

平成28年3月末現在

		現	行	計	画	0	編	章
頁	編	章				,		
22	1	4] (3	3) <i>)</i>	(口グ	介布		
現行計画								

郷別人口/世帯数

郷名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)
本川内郷	403	414	817	292
平木場郷	489	525	1,014	381
三根郷	2,152	2,304	4,456	1,642
吉無田郷	4,055	4,583	8,638	3,332
高田郷	5,396	5,836	11,232	4,707
丸田郷	1,448	1,508	2,956	1,130
嬉里郷	2,733	3,117	5,850	2,408
斉藤郷	398	397	795	313
岡 郷	1,891	2,049	3,940	1,496
まなび野(1, 2, 3丁目)	1,240	1,402	2,642	948
合計	20,205	22,135	42,340	16,649

H27. 3月末現在

数値の更新

変 更 後

郷別人口/世帯数

自治会名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)
本川内郷	397	402	799	289
平木場郷	496	516	1,012	382
三根郷	2,122	2,288	4,410	1,644
吉無田郷	4,028	4,559	8,587	3,364
高田郷	5,606	6,029	11,635	4,885
丸田郷	1,365	1,433	2,798	1,081
嬉里郷	2,731	3,098	5,829	2,447
斉藤郷	389	384	773	308
岡郷	1,908	2,038	3,946	1,522
まなび野(1, 2, 3丁目)	1,238	1,391	2,629	950
合計	20,280	22,138	42,418	16,872

H28.3月末現在

		現	. 行 計 画 の 編 章
頁	編	章	The of the thinks had been a second of the thinks had been a s
27	2	1	1 町の各部室における平素の業務
現行計画			

部局名	
	・国民保護に関する業務の総括に関すること
	・国民保護協議会の運営に関すること
	・町国民保護対策本部に関すること
	・国民保護に関する企画立案に関すること
	・国民保護措置関係予算に関すること
	・安否情報の収集体制の整備に関すること
	・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の伝達に関すること
総務部	・避難実施要領の策定に関すること
議会事務局	・物資及び資材の備蓄等に関すること
	・避難施設の指定に関すること
	・各部局の調整に関すること
	・庁舎、公有財産の管理、運用に関すること
	・職員の服務に関すること
	・職員の動員及び配備に関すること
	・消防団員の動員、配備に関すること
	・特殊標章等の交付等に関すること
	・避難住民の輸送手段の確保
	・関係する各種統計データに関すること
	・商工関係団体、機関との連絡調整に関すること
企画振興部	・中小企業等に関する支援に関すること
	・外国人に対する啓発の支援に関すること
	・NPO(非営利活動組織)に関すること
	・避難施設の運営体制の整備に関すること
	・児童、生徒の避難に関すること
教育委員会	・児童、生徒の保健に関すること
教育安貝云	・文化財の保護に関すること
	・学校等への警報の伝達体制の整備に関すること
	・町立公民館等の避難所開設の協力に関すること
	・道路、港湾施設の把握、対策に関すること
	・ダム、河川、急傾斜地、地すべり等危険箇所の把握、対策に関するこ
	<u>ك</u>
建設部	・資機材の調達確保に関すること
	・水産関係団体との連絡調整に関すること
	・応急仮設住宅に関すること
	・救援のための食品(米穀)の整備・備蓄に関すること

部局名	平素の業務			
生活福祉部	・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・医療及び助産に関すること ・保健所、医療機関との連絡調整に関すること ・避難施設の運用体制に関すること ・保健衛生に関すること ・保育園児の避難に関すること ・廃棄物処理に関すること ・難をひび火葬に関すること ・地類のための備蓄用飲料水(ペットボトル等)、食品(米穀を除く)の整備・備蓄に関すること ・ボランティアの支援に関すること			
水道局	・非常用飲料水の給水に関すること ・上・下水道の応急対策に関すること			

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、総務部総務課の国民保護担当責任者が行う。

機構改革に伴う機関の名称と業務の変更

変 更 後

部局名	平素の業務
	・国民保護に関する業務の総括に関すること
	・国民保護協議会の運営に関すること
	・町国民保護対策本部に関すること
	・国民保護に関する企画立案に関すること
	・国民保護措置関係予算に関すること
	・安否情報の収集体制の整備に関すること
	・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の伝達に関すること
総務部	・避難実施要領の策定に関すること
議会事務局	・物資及び資材の備蓄等に関すること
	・避難施設の指定に関すること
	・各部局の調整に関すること
	・庁舎、公有財産の管理、運用に関すること
	・職員の服務に関すること
	・職員の動員及び配備に関すること
	・消防団員の動員、配備に関すること
	・特殊標章等の交付等に関すること
	・NPO(非営利活動組織)に関すること
	・避難住民の輸送手段の確保
企画財政部	・関係する各種統計データに関すること
	・外国人に対する啓発の支援に関すること
	・避難施設の運営体制の整備に関すること
	・児童、生徒の避難に関すること
教育委員会	・児童、生徒の保健に関すること
秋 月女兵五	・文化財の保護に関すること
	・学校等への警報の伝達体制の整備に関すること
	・町立公民館等の避難所開設の協力に関すること
	・道路、港湾施設の把握、対策に関すること
	・ダム、河川、急傾斜地、地すべり等危険箇所の把握、対策に関するこ
	と
	・資機材の調達確保に関すること
建設産業部	・水産関係団体との連絡調整に関すること
	・応急仮設住宅に関すること
	・救援のための食品(米穀)の整備・備蓄に関すること
	・商工関係団体、機関との連絡調整に関すること
	・中小企業等に関する支援に関すること

部局名	平素の業務
住民福祉部健康保険部	・高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・医療及び助産に関すること ・保健所、医療機関との連絡調整に関すること ・避難施設の運用体制に関すること ・保健衛生に関すること ・保育園児の避難に関すること ・廃棄物処理に関すること ・整整の保護に関すること ・地類及び火葬に関すること ・地援のための備蓄用飲料水(ペットボトル等)、食品(米穀を除く)の整備・備蓄に関すること ・ボランティアの支援に関すること
水道局	・非常用飲料水の給水に関すること・上・下水道の応急対策に関すること

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等については、総務部地域安全課の国民保護担当責任者が行う。

		現	行 計 画 の 編 章
頁	編	章	
29	2	1	(3) 町の体制及び職員の参集基準等
			現行計画

【職員参集基準】

体制	参集基準	
①担当課体制	総務部 <mark>総務課</mark> 職員が参集	

変更	す	る
理		由

機構改革に伴う機関の名称の変更

変 更 後

【職員参集基準】

体制	参集基準	
①担当課体制	総務部 <mark>地域安全課</mark> 職員が参集	

		現	行	計	画	0	編	章
頁	編	章	4	1.8	Long metals		/>	//
30	2	1	(5)	幹	部職	員等	の参	集が困難な場合の対応
	現 行 計 画							

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
町長	副町長	総務部長	総務課長
副町長	総務部長	議会事務局長	企画振興部長
教育長	教育委員会次長	教育委員会総務課長	生涯学習課長
教育委員会次長	教育委員会総務課長	生涯学習課長	スポーツ振興課長
議会事務局長	議事課長	監査委員事務局長	会計管理者
総務部長	総務課長	財政課長	政策推進室長
企画振興部長	企画課長	地域政策課長	情報管理課長
建設部長	都市整備課長	管理課長	農林水産課長
生活福祉部長	環境対策課長	福祉課長	健康保険課長
水道局長	水道課長	下水道課長	浄水場長

変更す	る
理	曲

機構改革に伴う機関の名称の変更

変 更 後

【町対策本部長、町対策副本部長及び町対策本部員の代替職員】

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
町長	副町長	総務部長	地域安全課
副町長	総務部長	議会事務局長	企画財政部長
教育長	教育次長	教育総務課長	生涯学習課長
教育次長	教育総務課長	生涯学習課長	学校教育課長
議会事務局長	議事課長	監査委員事務局長	会計管理者
総務部長	地域安全課長	総務課長	秘書広報課長
企画財政部長	政策企画課長	財政課長	税務課長
建設産業部長	都市計画課長	土木管理課長	産業振興課長
住民福祉部長	健康保険部長	住民環境課長	福祉課長
水道局長	水道課長	下水道課長	浄水場長

		現	行 計 画 の 編 章		
頁	編	章			
32	2	1	4 国民の権利利益の救済に係る手続等		
現行計画					

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

	_		
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。 (法第81条第2項)	医薬品	健康保険課
(広第109末第1項)	特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)	食料	福祉課 農林水産課
		建設資材	都市整備課
		飲料水	水道課
		上記以外 (生活必需品 等)	福祉課 環境対策課
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)		総務課
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)		総務課
損害補償 (法第160条)		地域政策課	
不服申立てに関すること。(上記担当課		
訴訟に関すること。(法第6条	€、175条)		上記担当課

機構改革に伴う機関の名称の変更

変 更 後

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

	万にかる」が現日 克』		l
損失補償	特定物資の収用に関すること。	医薬品	健康保険課
(法第159条第1項) 	(法第81条第2項) 特定物資の保管命令に関すること。 (法第81条第3項)	食料	福祉課 産業振興課
		建設資材	都市計画課
		飲料水	水道課
		上記以外 (生活必需品 等)	福祉課 住民環境課
	土地等の使用に関すること。 (法第82条)		総務課
	応急公用負担に関すること。 (法第113条第1項・5項)		総務課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、 115条第1項、123条第1項)		地域安全課
不服申立てに関すること。(活	上記担当課		
訴訟に関すること。(法第6条	:、175条)		上記担当課

		現	行 計 画 の 編 章		
頁	編	章			
44	2	2	1 避難に関する基本的事項		
			現行計画		

(3) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<mark>災害時要援護者</mark>支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

変更す	る
理	由

名称の変更

変 更 後

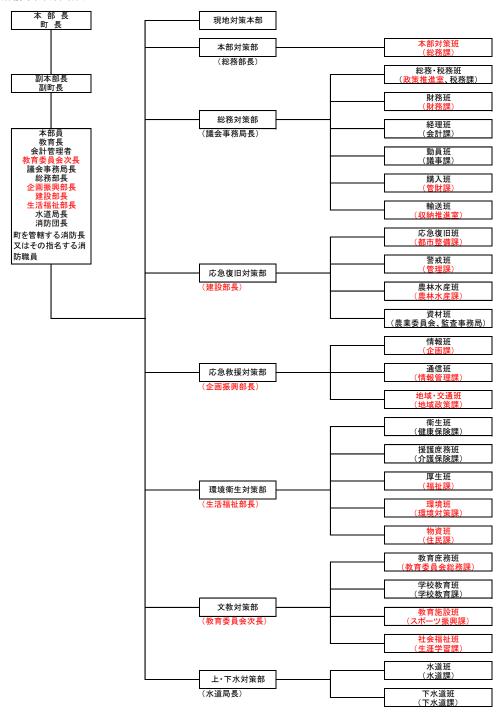
(3) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等<mark>災害時要配慮者</mark>への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難する ことが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避 難支援プランを活用しつつ、災害時要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「<mark>災害時要配慮者</mark>支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

		現	行 計 画 の 編 章		
頁	編	章	Mark 1.1 1000 1 1000 00 - 201. IIII		
56	3	2	1 町対策本部の設置		
			現行計画		

(3) 町対策本部の組織構成及び機能 町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

長与町国民保護対策本部組織図



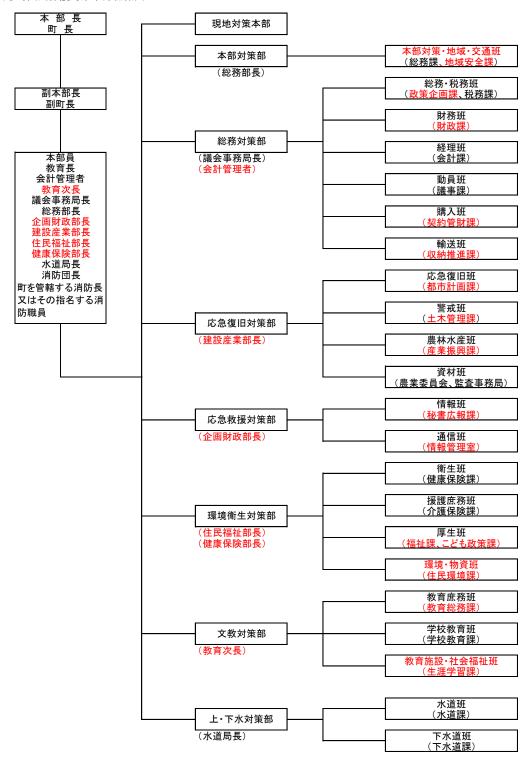
※ 町対策本部における決定内容を踏まえて、各部課室において処置を実施する ものとする。(町対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

機構改革に伴う機関の名称と業務の変更

変 更 後

(3) 町対策本部の組織構成及び機能 町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

長与町国民保護対策本部組織図



※ 町対策本部における決定内容を踏まえて、各部課室において処置を実施するものとする。(町対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

		現	行 計 画 の 編 章		
頁	編	章	med		
57	3	2	1 町対策本部の設置		
			現行計画		

長与町国民保護対策本部編成及び事務分掌

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
本部対策部	総務部長	本部対策	総務課長	・町対策本部会議の運営に関すること。
		班		・町対策本部長の重要な意思決定に関する
				補佐。
				・町本部長が決定した方針に基づく各班に
				対する具体的な指示。
				・国民保護措置に関する総合調整
				・本部職員の招集に関すること。
				・警報・避難の指示、緊急通報、退避の指
				示に関すること。
				・避難経路の決定に関すること。
				・自衛隊との連絡調整に関すること。
				・武力攻撃災害情報の収集に関すること。
				・消防団の配備及びその他消防に関するこ
				と。
				・他の公共団体等への応援に関すること。
				・死傷者及び行方不明者に関すること。
総務対策部	議会事務局長	総務税務	政策推進室長	・安否情報の収集、提供に関すること。
	会計管理者	班	税務課長	・町全体の被害状況の収集及びその連絡調
				整に関すること。
				・特殊標章の交付、許可に関すること。
				・本部長及び副本部長の現場視察に関する
				こと。
				・災害見舞及び視察者の対応に関すること。
				・国民保護措置等記録。
				・町対策本部員及び職員の食料調達に関す
				ること。
				・町税の減免等に関すること。
		財務班	財務課長	・国民保護対策にかかる予算措置に関する
				・公有財産の被害状況の収集及びその対策
		(ext. are at a	A -1 -m	に関すること。
		経理班	会計課長	・義援金品の受付及び配分に関すること。
		€1. □ *!*	米市 # # # #	・義援金の保管に関すること。
		動員班	議事課長	・非常時における人員の配置及び調整に関
				すること。
		R# 7 TIT	松叶 钿 目	・避難誘導に関すること。
		購入班	管財課長	・緊急物品の購入に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
		輸送班	収納推進課長	・避難住民、救援物資等の輸送計画全般に 関すること。・輸送事業者との連絡調整に関すること。・被災地視察用自動車の配車に関すること。
応急復旧 対策部	建設部長	応急復旧 班	都市整備課長	・応急仮設住宅に関すること。・応急復旧等に要する資機材の調達確保に関すること。・道路復旧等に関すること。・公園施設の被害状況の収集及びその対策に関すること。
		警戒班	管理課長	・家屋の被害状況の収集及びその対策に関すること。 ・道路、橋梁、河川、港湾等の被害状況の 収集及びその対策に関すること。
		農林水産班	農林水産課長	・農業者、水産業者の被害状況の収集及び その対策に関すること。 ・被災地視察用船舶配船に関すること。 ・家畜伝染病予防に関すること。
		資材班	監査事務局長	・避難所の開設及び管理運営に関すること。
応急救援 対策部	企画振興部長	情報班	企画課長	・被災状況や町対策本部における活動内容の公表。・報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。・広報に関すること。・武力攻撃災害写真の撮影及び収集に関すること。
		通信班	情報管理課長	・通信回線や通信機器の確保。
		地域· 交通班	地域政策課長	・非常時における交通安全対策に関すること。・自治会との連絡調整に関すること。
環境衛生 対策部	生活福祉部長	衛生班	健康保険課長	 ・保健所、医療機関の被害状況の収集及びその対策に関すること。 ・医療機関との連絡調整に関すること。 ・医療品等の調達及び配分に関すること。 ・防疫、保健衛生に関すること。 ・救援(医療、助産)に関すること。 ・危険物資(毒物、劇物等)の安全確保に関すること。 ・避難住民の健康対策に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
		援護庶務	介護保険課長	・老人福祉施設等の被害状況の収集及びそ
		班		の対策に関すること。
				・要援護者、高齢者の被害状況の収集及び
				その対策に関すること。
		厚生班	福祉課長	・保育園児の避難に関すること。
				・障害者福祉施設の被害状況の収集及びそ
				の対策に関すること。
				・被災児童の保護に関すること。
				・児童福祉施設等の被害状況の収集及びそ
				の対策に関すること。
		環境班	環境対策課長	・し尿、廃棄物の処理及び廃棄物処理施設
				等に関すること。
				・動物保護に関すること。
		物資班	住民課長	・救援(食品、飲料水、生活必需品)に関
				すること。
				・救援(米穀)に関すること。
文教対策部	教育委員会次	教育庶務	教育委員会	・教職員の被害状況調査及び健康管理に関
	長	班	総務課長	すること。
				・教育機関との連絡調整に関すること。
		学校教育	学校教育課長	・幼稚園、学校の被害状況の収集及びその
		班		対策に関すること。
				・被災者及び避難者の学校施設の応急的利
				用に関すること。
		教育施設	スポーツ振興課長	・被災者及び避難者の体育施設の応急的利
		班		用に関すること。
		社会福祉	生涯学習課長	・社会福祉施設の被害状況の収集及びその
		班		対策に関すること。
				・ボランティア団体との連絡調整に関する
				こと。
				・避難者の心のケアに関すること。
				・文化財の保護に関すること。
上・下水道	水道局長	水道班	水道課長	・水道施設の被害状況収集及び復旧対策に
対策部				関すること。
				・救援(給水)に関すること。
				・水道料金の減免に関すること。
		下水道班	下水道課長	・下水道施設の被害の収集及びその対策に
				関すること。
				・下水道料金の減免に関すること。

※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を 実施するものとする(町対策本部には、各部課室から支援要員を派遣し て、円滑な連絡調整を図る。)。

機関の名称の変更

変 更 後

長与町国民保護対策本部編成及び事務分掌

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
本部対策部	総務部長	本部対策·	総務課長	・町対策本部会議の運営に関すること。
		地域・交通	地域安全課長	・町対策本部長の重要な意思決定に関する
		班		補佐。
				・町本部長が決定した方針に基づく各班に
				対する具体的な指示。
				・国民保護措置に関する総合調整
				・本部職員の招集に関すること。
				・警報・避難の指示、緊急通報、退避の指
				示に関すること。
				・避難経路の決定に関すること。
İ				・自衛隊との連絡調整に関すること。
İ				・武力攻撃災害情報の収集に関すること。
				・消防団の配備及びその他消防に関すること。
				・他の公共団体等への応援に関すること。
				・死傷者及び行方不明者に関すること。
				・非常時における交通安全対策に関すること。
				・自治会との連絡調整に関すること。
総務対策部	議会事務局長	総務·税務	政策企画課長	・安否情報の収集、提供に関すること。
	会計管理者	班	税務課長	・町全体の被害状況の収集及びその連絡調
				整に関すること。
				・特殊標章の交付、許可に関すること。
				・本部長及び副本部長の現場視察に関する
				こと。
				・災害見舞及び視察者の対応に関すること。 ・国民保護措置等記録。
				・町対策本部員及び職員の食料調達に関すること。
				・町税の減免等に関すること。
		財務班	財政課長	・国民保護対策にかかる予算措置に関する
		K1 177 191	州以际区	三と。
				・公有財産の被害状況の収集及びその対策
				に関すること。
		経理班	会計課長	・義援金品の受付及び配分に関すること。
				・義援金の保管に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
		動員班	議事課長	・非常時における人員の配置及び調整に関
				すること。 ・避難誘導に関すること。
		購入班	契約管財課長	・緊急物品の購入に関すること。
		輸送班	収納推進課長	・避難住民、救援物資等の輸送計画全般に 関すること。 ・輸送事業者との連絡調整に関すること。
応急復旧 対策部	建設産業部長	応急復旧 班	都市計画課長	・被災地視察用自動車の配車に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・応急復旧等に要する資機材の調達確保に
				関すること。 ・道路復旧等に関すること。 ・公園施設の被害状況の収集及びその対策 に関すること。
		警戒班	土木管理課長	・家屋の被害状況の収集及びその対策に関すること。 ・道路、橋梁、河川、港湾等の被害状況の 収集及びその対策に関すること。
		農林水産班	産業振興課長	・農業者、水産業者の被害状況の収集及び その対策に関すること。 ・被災地視察用船舶配船に関すること。 ・家畜伝染病予防に関すること。
		資材班	監査事務局長	・避難所の開設及び管理運営に関すること。
応急救援 対策部	企画財政部長	情報班	秘書広報課長	・被災状況や町対策本部における活動内容の公表。・報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。・広報に関すること。・武力攻撃災害写真の撮影及び収集に関すること。
		通信班	情報管理室長	・通信回線や通信機器の確保。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
環境衛生	住民福祉部長	衛生班	健康保険課長	・保健所、医療機関の被害状況の収集及び
対策部	健康保険部長			その対策に関すること。
				・医療機関との連絡調整に関すること。
				・医療品等の調達及び配分に関すること。
				・防疫、保健衛生に関すること。
				・救援(医療、助産)に関すること。
				・危険物資(毒物、劇物等)の安全確保に
				関すること。
				・避難住民の健康対策に関すること。
		援護庶務	介護保険課長	・老人福祉施設等の被害状況の収集及びその対
		班		策に関すること。
				・要援護者、高齢者の被害状況の収集及び
				その対策に関すること。
		厚生班	福祉課長	・保育園児の避難に関すること。
			こども政策課長	・障害者福祉施設の被害状況の収集及びその対
				策に関すること。
				・被災児童の保護に関すること。
				・児童福祉施設等の被害状況の収集及びその対
				策に関すること。
		環境・物資	住民環境課長	・し尿、廃棄物の処理及び廃棄物処理施設
		班		等に関すること。
				・動物保護に関すること。
				・救援(食品、飲料水、生活必需品)に関
				すること。
				・救援(米穀)に関すること。
文教対策部	教育次長	教育庶務	教育総務課長	・教職員の被害状況調査及び健康管理に関
		班		すること。
				・教育機関との連絡調整に関すること。
		学校教育	学校教育課長	・幼稚園、学校の被害状況の収集及びその
		班		対策に関すること。
				・被災者及び避難者の学校施設の応急的利
				用に関すること。
		数 本状凯	小年	・被災者及び避難者の体育施設の応急的利
			生涯学習課長	
		社会福祉		用に関すること。
		班		・社会福祉施設の被害状況の収集及びその
				対策に関すること。 ・ボランティア団体との連絡調整に関する
				こと。
				・避難者の心のケアに関すること。
1 1.34	小茶口目	-		・文化財の保護に関すること。
上・下水道	水道局長	水道班	水道課長	・水道施設の被害状況収集及び復旧対策に
対策部				関すること。
				・救援(給水)に関すること。
				・水道料金の減免に関すること。

部名	部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌
		下水道班	下水道課長	・下水道施設の被害の収集及びその対策に 関すること。 ・下水道料金の減免に関すること。

※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各部課室において措置を 実施するものとする(町対策本部には、各部課室から支援要員を派遣し て、円滑な連絡調整を図る。)。

_	38	_
---	----	---

		現	行 計 画 の 編 章						
頁	編	章	made to the state of the state						
60	3	2	1 町対策本部の設置						
			現行計画						

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、 住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広 報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置し、企画課長を持って充てる。

機構改革に伴う機関の名称の変更

変 更 後

(4) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、 住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広 報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置し、秘書広報課長を持って充てる。

		現	行計画の編章					
頁	編	章						
69	3	4	2 警報の内容の伝達方法					
	現行計画							

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、 巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接 なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個 別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわ れるように配意する。

また、町は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

名称の変更

変 更 後

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、 巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接 なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要配慮者等への個 別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわ れるように配意する。

また、町は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

		現	行	計	画	0)	編	章	
頁	編	章		7H4 -	H-1/4	44-	* h-r* -a	and the second	
74	3	4	2 避難実施要領の策定						
	現行計画								

- (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
 - ① 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
 - ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
 - ③ 避難住民の概数把握
 - ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
 - ⑤ 輸送手段の確保の調整(※ 輸送手段が必要な場合) (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
 - ⑥ 要援護者の避難方法の決定(災害時要援護者支援班の設置)
 - ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
 - ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
 - ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
 - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

名称の変更

変 更 後

- (3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
 - ① 避難の指示の内容の確認 (地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
 - ② 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析) (特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
 - ③ 避難住民の概数把握
 - ④ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
 - ⑤ 輸送手段の確保の調整(※ 輸送手段が必要な場合) (県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
 - ⑥ 要援護者の避難方法の決定(災害時要配慮者支援班の設置)
 - ⑦ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
 - ⑧ 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
 - ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
 - ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

		現	行	計	画	の	編	章	
頁	編	章		\nL.	11- 11/2 1	П -	3T 1	<u></u>	
78	3	4	3	避	難住	民()	誘導		
	現行計画								

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

名称の変更

変 更 後

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

		現	行	計	画	の	編	章	
頁	編	章		\n+ +h/	4 N. I		3T. 13	عبد	
79	3	4	3	避難	[任]	氏の	誘적	旱	
	現行計画								

(6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等への配慮

町長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難を万全に行うため、 <mark>災害時要援護者</mark>支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険 制度関係者、障害者団体等と協力して、<mark>災害時要援護者</mark>への連絡、運送 手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

名称の変更

変 更 後

(6) 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等への配慮

町長は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難を万全に行うため、 災害時要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険 制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送 手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)